

過誤納金の受領に関する委任状（自動車税用）

大阪自動車税
(事)受付番号

年 月 日

大阪府大阪自動車税事務所長 様

【委任者（納税義務者）】

※太枠内は必ず記載し内容をよくご確認の上、提出してください。

住所又は所在地	(〒 —)		
氏名又は名称	⑩	電話番号	

※法人の場合は代表者の役職名及び氏名を併記し、法人代表者印押印してください。

捨印

次のとおり、過誤納金の受領に関する一切の権限を委任します。なお、提出後1年を経過しても下記記載の過誤納金が発生しない場合、本件委任を解除します。

【受任者（過誤納金の受領者）】

住所又は所在地	(〒 —)		
氏名又は名称		電話番号	

【過誤納金の内容】

自動車登録番号	大阪・泉・大和泉・なにわ・堺	税金の年度	年度
過誤納金発生理由	※いずれかに○ ・重複（超過）納付 ・廃車（抹消登録） ・その他	過誤納金発生日	年 月 日

H31.4

注
意
事
項

- ① 記載漏れ、記載誤り又は添付書類不足等がある場合は、書類をお返す場合があります。その際、還付の保留はしませんのでご注意ください。
- ② 印鑑登録証明書（発行日から3ヶ月以内のもの：写しでも可。ただし拡大・縮小等はしないでください）を添付の場合、印鑑登録証明書の印鑑を押印してください。領収証書（※注1）（写しでも可：納税証明書は不可）を添付の場合、印鑑登録証明書の印鑑又は認印を押印してください。
- ③ 納税通知書に記載されている住所・氏名（商号）から変更がある場合は、変更が確認できる書類（住民票等：写しでも可）も併せて添付してください。また、納税義務者が死亡されている場合は、相続人全員の記名押印のある遺産分割協議書（写しでも可：遺産分割協議成立申立書は不可）、死亡したことがわかるもの（除籍謄本等：写しでも可）代表相続人の印鑑登録証明書及びすべての相続人が確認できる書面（原戸籍等：写しでも可）も併せて添付してください。委任状には、代表相続人の実印を押印してください。
- ④ 廃車の場合は登録の日から2週間以内、重複（超過）納付の場合は納付日から7日以内に提出してください。提出が遅れると、委任者（納税義務者）に還付される場合があります。
- ⑤ 委任状を提出した場合でも、委任者に未納の徴収金があるときは、地方税法第17条の2第1項の規定により、当該未納の徴収金に充当されるため、受任者に還付されない場合があります。
- ⑥ 委任状の提出後1年を経過しても、同委任状記載の過誤納金が発生しない場合は、本件委任状は無効なものとして、添付書類を含めて破棄します。
- ⑦ 還付金の受任者への口座振替は取り扱いしておりません。

（※注1）クレジットカードで納付された場合は、「大阪府自動車税お支払サイトの支払手続き完了画面」又は「手続き完了メール」をプリントアウトしたもの、ペイジーを利用してインターネットバンキングで納付された場合は、納付番号及び確認番号が確認できる「残高・入出金明細画面」をプリントアウトしたものを領収証書の代わりに添付してください。なお、スマートフォン決済アプリ「PayB」を利用した納付及びペイジーを利用して府の指定する金融機関のATMで納付された場合は、領収証書の代わりとなるものはありませんので、印鑑登録証明書の印鑑を押印して印鑑登録証明書を添付してください。